

# 猫の適正飼養に関する ガイドライン

～人と猫が共生できるまちを目指して～  
令和7年（2025年）ver



下関市

# 目次

1	はじめに	1
2	猫を飼う前に考えること	2
3	猫の繁殖行動と多頭飼育問題	3
4	猫を適正に飼うために必要なこと	5
5	シルバー世代の皆様へ	10
6	災害時に備えて	11
7	猫の体の仕組みと一生	12
8	猫の習性	13
9	下関市の猫をとりまく現状と課題	14
10	困った場合などの連絡先	15
<参考>	猫に関する法令について	16

## 1 はじめに

猫は、私たち人間にとって昔から身近な動物であり、猫が家の外を自由に歩き回ってもあまり気になることはありませんでした。

しかし、現在では、外飼いの猫によるふん尿被害やノミの発生、発情期の大きな鳴き声など、さまざまなトラブルが起きています。

また、猫を飼っている人にとって、猫は家族の一員やパートナーであり、とても大切な存在ですが、飼い猫の計画外の繁殖や、飼い主の健康上の理由などにより、猫を終生飼養することが叶わなくなったケースも少なくありません。

こうした状況を踏まえ、このガイドラインでは、下関市が「人と猫が共生できるまち」であるために、猫の飼い主の責務や猫を飼うために必要なことなどをお示ししています。

この冊子が、「猫が好きな人」、「猫が嫌いな人」、「猫に困っている人」、そして「下関市で暮らす猫」の幸せにつながることを願っています。



## 2 猫を飼う前に考えること

「猫を適正に飼うために必要なこと」（p5～9）もあわせてお読みください。



**今の住居は猫が飼える環境ですか？室内飼養ができますか？**

転居の可能性があれば、慎重に判断しましょう。



**猫の生態や病気について知っていますか？**

あなたの生活環境に適しているか考えましょう。



**家族も賛成していますか？**

家族みんなが賛成していますか？家族に猫アレルギーの人はいませんか？



**あなたの健康と体力は世話ができる状態ですか？**

世話ができない時に協力してくれる人はいますか？



**毎日世話がきちんとできますか？**

猫を飼うには、毎日の給餌・給水、トイレ掃除、スキンシップが必要です。何があっても、毎日欠かさず世話に手間と時間をかけられますか？



**近隣に迷惑をかけないように配慮できますか？**

鳴き声やふん尿被害など近隣に迷惑をかけないように室内飼養できますか？



**猫の寿命とその間のあなたの生活について考えてみましたか？**

猫が寿命を迎えるまで飼い続けることができますか？  
10年後のあなたと家族のことを考えてみましょう。  
高齢になった猫の世話や介護を考えていますか？



**猫の一生にかかる費用を考えてみましたか？**

猫を飼い続けるためには、フードや日用品、治療費などでお金がかかります。あらかじめ必要な費用を考えておきましょう。

〈参考〉猫に1年間にかかる費用（1頭あたり）2024年アニコム損害保険株式会社調べ

病気やケガの治療費	32,458円
フード・おやつ	61,283円
サプリメント	4,959円
シャンプー・カット・トリミング料	3,435円
ペット保険料	29,791円
ワクチン・健康診断などの予防費	13,977円
ペットホテル・ペットシッター	1,981円
日用品	11,079円
洋服	559円
ドッグランなど遊べる施設	3円
首輪・リード	958円
防災用品	1,501円
交通費	799円
光熱費（飼育に伴う追加分）	15,635円
合計（円）	178,418円
回答数	1,966件

1年間にかかる費用  
猫は約18万円



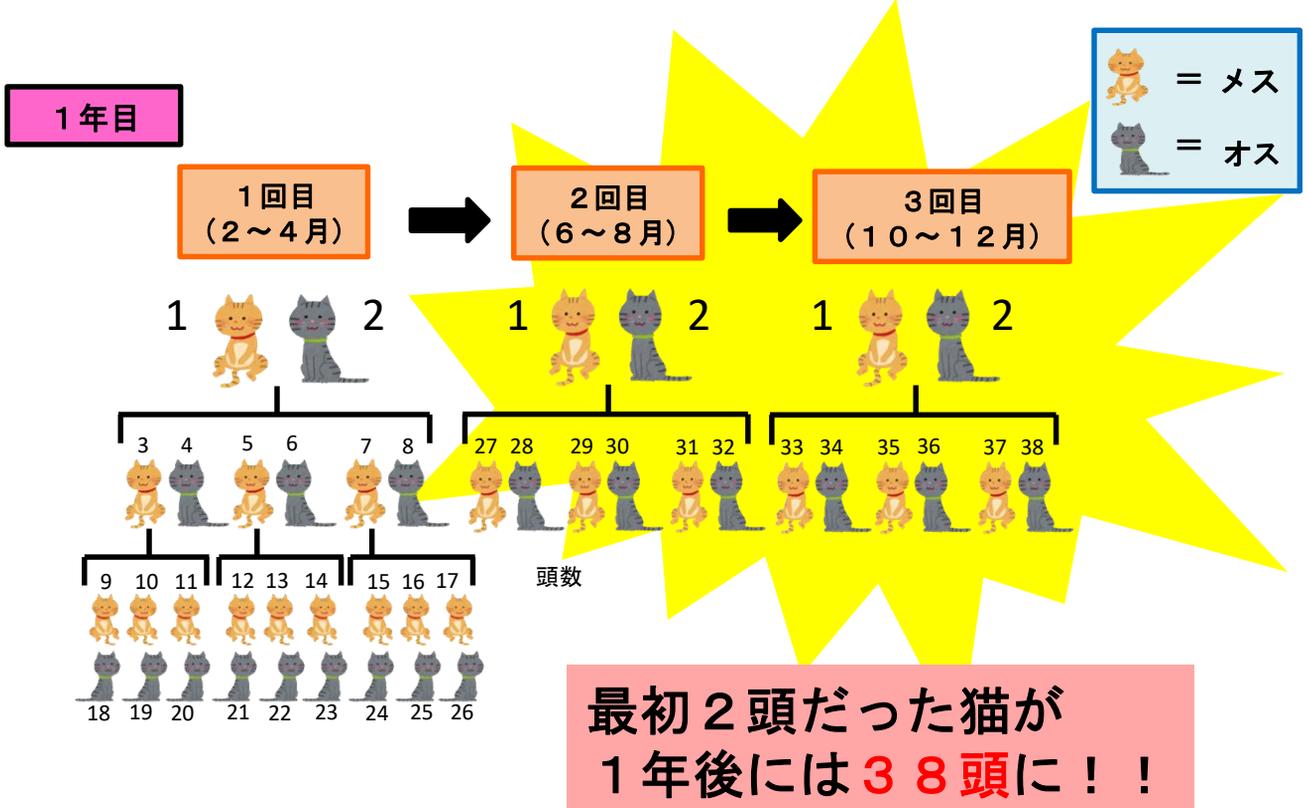
### 3 猫の繁殖行動と多頭飼育問題

#### 猫の繁殖行動について

メスは年2～4回の発情期があり、交尾した場合は確実に妊娠します。妊娠期間は63日前後で、1回に約3～10頭の子猫を産みます。

オスは決まった発情期はなく、メスの発情に誘発されて繁殖行動を行います。

1頭のメス猫が1年に3回、1回に6頭の子猫を出産すると…



☆生まれた子猫も早ければ6か月経つと孫猫を産める体になります。  
栄養状態が良ければ良いほど出産回数が増えて、猫の頭数も多くなり長生きします。

猫はとても繁殖力の強い動物です。  
猫が増えすぎて困る前に、不妊去勢手術  
を行いましょう。

→ 不妊去勢手術については、P7  
をご覧ください。



## 多頭飼育問題について

近年、ペットを家族の一員として飼養する家庭が増加している一方、飼い主の管理能力を超えた頭数を飼養してしまうことによる「多頭飼育」が問題となっています。

### 多頭飼育問題とは

多数の動物を飼養しているなかで、適切な飼養管理ができないことにより、①飼い主の生活状況の悪化、②動物の状態の悪化、③周辺的生活環境の悪化、の3つの影響が生じている状態を言います。

### 多頭飼育によって起こること

#### ①飼い主の生活状況の悪化

飼養頭数が飼い主の管理能力を超えると、ふん尿等の掃除が行き届かず、悪臭や害虫の発生などで生活環境の衛生が保てなくなります。また、不衛生な環境は感染症を招き、飼い主や家族の健康を損なうおそれがあります。

エサや猫砂などの飼養コストの増大で経済的に逼迫し、飼い主の生活環境の基本である衣食住そのものの状態の悪化（身体や衣服の汚れの放置、多頭飼育に起因する住居の損傷の放置等）につながる可能性があります。

#### ②動物の状態の悪化

猫の状態の悪化の程度によっては、虐待（ネグレクト等）に該当するおそれがあります。獣医師による診察や治療が必要な猫の放置や感染症の蔓延も起こる可能性があります。不妊去勢手術が行き届かず、頭数がさらに増加し、近親交配による先天異常のリスクが上がります。

また、エサの供給が不足している場合は、飢餓による共食いが発生することもあります。

#### ③周辺的生活環境の悪化

不衛生・悪臭・騒音・害虫・感染症などの問題が住居外にも広がり、近隣住民の生活環境と健康を脅かす場合があります。

### 下関市における猫の多頭飼育問題の最近の事例

- 約20頭 近隣からの悪臭の相談があった事例
- 約12頭 飼い主がお亡くなりになり、近隣から相談があった事例
- 約39頭 動物愛護団体から情報提供があった事例
- 約26頭 飼い主から相談があった事例
- 約25頭 飼い主から相談があった事例
- 約21頭 近隣からノミ被害に関する相談があった事例

### 多頭飼育問題の防止には

## オスでもメスでも

## 最初の1頭にまず不妊去勢手術を受けさせてください！

多頭飼育問題は、飼っている猫が繁殖するなどして、飼養頭数が増えることで起こります。

不妊去勢手術には費用がかかりますが、最初の1頭に手術を行わずに、多頭になってから手術を行おうとしても、さらに費用負担は増加し、この間にも繁殖を繰り返し猫の頭数が増えていきます。

手術費用の準備が間に合わず、手術を先延ばしにしてしまった結果、多頭飼育に陥るケースが多く発生しています。



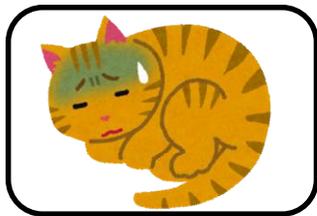
## 4 猫を適正に飼うために必要なこと



### 猫は室内で飼いましょう

屋外には危険がたくさんあります。

飼い猫を外に出すと、これらの危険にさらされます。  
飼い猫を守るために、猫は室内で飼いましょう。



#### 感染症

(猫エイズ、猫白血病など)



#### 予期せぬ繁殖



#### 交通事故

1年間に下関市内の道路上で死亡した猫の頭数は

**654頭** (令和6年度)



#### 迷子



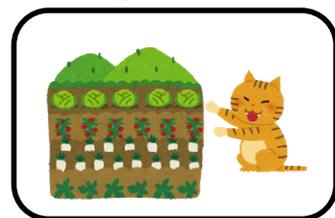
#### ケンカ

また、猫を外に出すと…

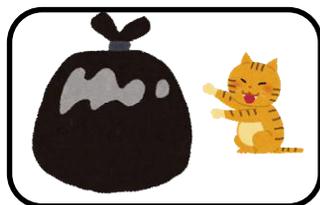
ご近所への迷惑に！



爪で車が傷つけられる



畑・花壇が荒らされる



ごみを荒らす



ふん尿被害



ノミの被害



鳴き声

以上のことから…猫は外に出さず、室内で飼いましょう。

## 室内飼養のポイント

猫を外に出してあげないとかわいそうと思うのは間違いです。  
猫は室内だけで心身ともに健康に過ごすことができます。

### 上下運動

猫は高いところや立体的な移動を好みます。家具や段ボール箱、市販のキャットタワーなどで上下運動できる場所を作りましょう。

### 外が見える場所

猫は安全なところから外を眺めたり、動くものを見るのが好きです。

### かくれ場所①

高いところや狭いところに快適で安心できるかくれ場所を作りましょう。

### 猫のおもちゃ

安全な猫用のおもちゃを置いておきましょう。一人遊びをしたり、飼い主と遊ぶことでストレスの解消になります。

環境省「宣言！無責任飼い主0(ゼロ)宣言！！」より

### かくれ場所②

キャリーバッグをかくれ場所にしておくと、通院時や災害時の避難にも役立ちます。安全な場所に置きましょう。

### 爪とぎ

猫は古い爪を剥がしたり、自分の匂いを付けるために爪をとぎます。家具を傷つけられる前に、猫の好みの爪とぎを用意しましょう。

### トイレ

トイレの数は、猫の数+1個が理想です。猫はきれいなトイレを好みます。毎日きれいに掃除しましょう。

※地震等に備えて家具は固定しておきましょう。

## ○飼い始めたときから室内飼養すること

一度外に出してしまった猫を室内飼養することは大変です。飼い始めたときから外には出さないようにしましょう。

外で飼っていた猫を室内飼養するには、外に出さないことを徹底する必要があります。

引っ越しなどの生活環境の変化を利用すると、比較的容易に外で飼っていた猫を室内飼養することができます。

## ○上下運動できる環境

猫は高い所や立体的な運動を好みます。上下運動できる場所を作りましょう。

## ○外が見える場所の確保

猫は安全な所から外を眺めたり、動くものを見るのが好きです。外に出たがっているわけではないのでありません。

## ○休憩場所の確保

猫が安心できるかくれ場所をつくりましょう。キャリーバッグをかくれ場所にしておくと、通院時や災害時の避難に役立ちます。

## ○食事場、水のみ場の設置

トイレとは少し離して、安心して落ち着ける場所につくってあげましょう。

いつでも新鮮な水が飲めるよう、猫が飲みやすい場所に水のみ場も用意しましょう。

## ○爪とぎの用意

猫は古い爪を剥がしたり、自分の匂いを付けるために爪をとぎます。家具を傷つけられる前に、猫の好みの爪とぎを用意しましょう。

## ○トイレの設置

猫の数+1個が理想です。

以下の点に注意して設置しましょう。

- ・静かで落ち着いた場所に設置する。
- ・猫はきれい好きなので、毎日きれいに掃除する。
- ・猫ごとに砂の好みがあるので、好む砂を選ぶ。

## ○猫のおもちゃの用意

安全な猫用のおもちゃを置いておきましょう。猫が自分だけで遊んだり、飼い主と遊ぶことでストレスの解消になります。



## 不妊去勢手術をしましょう

猫は繁殖力が強く、1回に約3～10頭（平均5頭）の子猫を、年に最大で4回産みます。

令和6年度には、下関市動物愛護管理センターに89頭の猫が收容され、その約7割にあたる59頭が不妊去勢手術をしていないために生まれた子猫でした。生まれたすべての猫のもらい手を探しても簡単には見つかりません。生まれてくるすべての命に責任が持てないのであれば、必ず不妊去勢手術を行いましょう。

## 不妊去勢手術のメリット

不妊去勢手術をすると、望まない繁殖以外に次のメリットがあります。



### メス

- ・子宮や卵巣の病気を予防できる
- ・乳腺の病気が軽減される
- ・発情期の独特な鳴き声を抑制できる
- ・オスを求めて家を飛び出すことが少なくなる

### オス

- ・尿スプレー行動が軽減される
- ・発情期の独特な鳴き声が軽減される
- ・精巣の病気を予防できる
- ・メスを求めて家を飛び出すことが少なくなる
- ・攻撃性が低下する

※上記の効果には個体差があります。

※発情前や尿スプレー行動、性行動を覚える前の若いころの手術が効果的です。

※不妊去勢手術をすると太りやすくなるため、手術後は体重管理に気をつけましょう。



## 迷子札をつけましょう

室内で飼養することが基本ですが、外に出てしまった場合は、猫も迷子になります。万が一猫が迷子になってしまった場合に備えて、迷子札やマイクロチップを装着しましょう。災害時にも役立ちます。

迷子札には、飼い主の名前、住所、電話番号などを記載し、猫を保護した方がすぐに連絡できるようにしましょう。首輪にも連絡先を記載しておくことさらに安心です。

### マイクロチップとは？

直径2mm、長さ12mm程度の小さな円筒形の電子標識器具で、猫の体に専用の注射器で埋め込むものです。痛みは普通の注射と同じくらいだと言われています。

マイクロチップには、世界で唯一の15桁の数字が記録されていて、この番号を専用のリーダーで読み取り、データベースに登録されている飼い主情報と照合することができます。

一度体内に埋め込むと、首輪や名札のように外れて落ちたりする心配が少ない身元証明になります。

マイクロチップを装着した猫を譲り受けた飼い主については、所有者情報の変更登録の義務が生じます。



※マイクロチップは外観から装着の有無が判別できないため、マイクロチップ使用時も、迷子札を併用しましょう。





## 終生飼養しましょう

飼い主は、動物が命あるものであることを強く認識し、責任をもって終生飼養に努めましょう。

☆引越しのときは…ペットが飼える住宅を探しましょう。

☆飼えなくなったときは…譲渡先を探しましょう。



## 絶対に猫を捨ててはいけません

**動物の遺棄は犯罪です。**動物の愛護及び管理に関する法律により、動物の遺棄は1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金に処すと規定されています。



## 殺傷や虐待は絶対にしてはいけません

動物の愛護及び管理に関する法律により、動物を傷つける行為は以下の刑事罰が規定されています。

- 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者  
→ 5年以下の拘禁刑または500万円以下の罰金
- 愛護動物を虐待した者  
→ 1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金



## 健康管理を行いましょう

猫の日々の健康を適正に保つため、次のことを行いましょう。

### ☆かかりつけの動物病院をもちましょう

定期的に健康診断に連れて行きましょう。  
病気予防のための「ワクチン接種」「ノミ・ダニ予防」をしましょう。



### ☆毎日猫の様子を観察しましょう

猫の異変に早く気づくために、「元気の有無」、「食事量」、「水分の摂取量」、「ふんや尿の状態」、「脱毛の量」などを観察しましょう。



## 猫がかかりやすい病気

**猫を外に出すと感染のリスクが高くなります。**

### 猫免疫不全ウイルス（FIV）感染症

免疫力が徐々に低下するのにしたがって、発熱や血液系トラブル、口内炎やリンパ節腫瘍など、さまざまな症状を併発していき、最後はいわゆる「エイズ」を発症し死に至る病です。根本的な治療法は未だ見つかっていません。ただし、感染後すぐに死に至るわけではなく、潜伏する無症状の期間があり、発症せずに命をまっとうする猫もいます。

### 猫白血病ウイルス（FeLV）感染症

白血病やリンパ腫を引き起こす感染症です。下痢や口内炎、貧血、腎臓病など名前にはない病気を引き起こすこともあります。この病気は唾液からも感染するため、ケンカに加え食器の共有や舐めあいも主な感染経路となります。



## 近隣に迷惑をかけないようにしましょう

猫が苦手な人やアレルギー等で近寄れない人が周りにもいるかもしれません。ふん尿や毛などで近隣に迷惑をかけないように室内飼いをしましょう。

飼養場所及びその周囲を常に清潔にし、悪臭又は衛生害虫の発生を防止しましょう。



## 動物由来感染症について知っておきましょう

動物由来感染症とは、人と動物の間で感染する病気のことです。猫から人に感染する病気もあります。飼い主が病気にならないために、次のことに注意しましょう。

### 予防のポイント

- ・猫に口移しや人と同じ食器で食べ物を与えない
- ・猫と口づけなどの過剰な接触をしない
- ・猫のトイレ掃除後や猫を触った後には手を洗う



## 猫から人に感染する病気

### パストレラ症

#### 【感染経路】

猫の口の中に普通に見られる細菌で、主に猫に咬まれて感染するが、飛沫を介した感染もある。

#### 【症状】

咬まれたところの腫れと痛み、その後急速に、皮下の炎症が深く広い範囲に拡大した蜂窩織炎になることがある。まれに敗血症に進行する。

#### 【予防】

猫との節度ある触れ合いを心がけ、咬まれないように気を付ける。猫との口移しや口づけなどしないようにする。

### 猫ひっかき病

#### 【感染経路】

保菌した猫に、咬まれたり、ひっかかれたりして感染する。まれにネコノミを介して感染する。

#### 【症状】

受傷部の丘疹・水泡、発熱を示す。その後、傷口の上位のリンパ節が痛みを伴って腫脹する。

#### 【予防】

猫との節度ある触れ合いを心がけ、ひっかかれないように気を付ける。猫にはノミの駆除薬などを使用する。

### トキソプラズマ症

#### 【感染経路】

寄生虫卵に汚染された猫の糞を直接に、または土いじりなどを介して間接的に経口摂取することで感染する。

#### 【症状】

妊婦の初感染では胎子にも感染して、死流産や先天性トキソプラズマ症(水頭症、精神運動機能障害など)の可能性が生じる。

#### 【予防】

糞便の処理は毎日行う。

## 5 シルバー世代の皆様へ

猫との暮らしは、私たちに幸せや癒しをもたらしてくれます。

猫の世話が生きがいになる、猫の話題を通じてご近所での会話が弾む等の効果もある一方、長く飼いつけることの課題への対処、あるいは準備も求められます。

シルバー世代の皆さまが最後まで責任を持って猫を飼うために、一人で悩まず、それを共有できる環境をつくっておく必要があります。

さらに、飼い主の「万が一」に備え、あらかじめ家族や親族で相談して取り決めを行い、日頃から準備しておく必要があります。



**ケガや病気による入院 に備えて**  
○動物の預け先を見つけておく  
○ペットホテルやペットシッターを利用する

**施設への入所 に備えて**  
○新たな飼い主を見つけておく  
○老猫ホームに終生飼養をお願いする  
○猫と共に入居できる施設を探す



**世話や掃除ができなくなることに備えて**  
○不妊去勢手術をして動物の数を増やさない  
○ペットシッターを利用する  
○頼める人や清掃会社を見つけておく

**動物の健康管理ができなくなることに備えて**  
○不妊去勢手術をして動物の数を増やさない  
○かかりつけの動物病院を見つけておく  
○日頃から検診を受けさせて病気の予防をしておく



## 6 災害時に備えて

災害は突然起こります。飼い主には飼っている猫に対する備えも必要です。災害時に備えて、猫と一緒に避難できるよう日頃から準備をしておきましょう。

- **室内での寝床や隠れ場所をケージやキャリーバッグにして日頃から慣らしておく**  
→急にケージなどに入れようとすると嫌がることがあります。

- **迷子対策を厳重にしておく**

→飼い主がわかるように迷子札とマイクロチップの二重の対策をしておきましょう。



- **フード、水、猫砂を少なくとも5日分は用意しておく**

→食事療法食・薬もすぐに持ち出せるようにしておきましょう。



- **健康管理をする**

→避難所で人や他のペットに病気をうつさないように、普段から健康管理に努めましょう。

### ☆不妊去勢手術をする。

→不妊去勢手術をしておく、多くのペットと一緒に避難所などでも繁殖のための争いやストレスを軽減することができます。

また、飼い主とはぐれている間に繁殖して放浪する猫が増えれば大きな問題になります。



### ☆ノミダニの予防、寄生虫の駆除をする

### ☆混合ワクチンを接種する



## 災害時はペットを連れて同行避難をしましょう！

### 【同行避難とは】

災害発生時に、避難が必要となった場合、飼い主の方の安全の確保を優先しつつ、ペットと一緒に避難場所まで避難する行為を「同行避難」といいます。

※避難所で、ペットと人が同じスペースで過ごすことなどを意味する同伴避難とは違います。

### 【ペットは車中避難】

市の避難所では、ペットは人の住居スペースには入れません。駐車場内の自家用車の中で、飼い主の責任でペットを飼養していただきます。

### 【同行避難をしなかったために発生した問題】

- ①放浪したペットが人を傷つけた
- ②放浪したペットが繁殖して生態系に影響を与えた
- ③ペットを探して危険な場所に立ち入った



## 7 猫の体の仕組みと一生

### (1) 猫の体の仕組み

#### 【耳】

耳の角度を変えることができ、音の方向を正確に探る。  
平衡感覚が発達している。

#### 【舌】

ざらざらしており、毛並みや体をきれいにするために舌でなめる。

#### 【尾】

体のバランスをとっている。

#### 【つめ】

普段は引っ込めている。  
獲物を狩る時、武器としてつめを立てて捕える。

#### 【かかと】

足の裏は柔らかくて厚い肉球からなっている。歩くときに音を立てないように忍び足で獲物に近づくことができる。

#### 【目】

暗闇の中で狩りをするために、暗がりで見物を見る能力が高い。

#### 【鼻】

人より嗅覚が発達している。相手を確認するために臭いが使われる。

#### 【鳴き声】

猫同士のコミュニケーションの他、警戒・威嚇・闘争の表現に使われる。

#### 【ひげ】

狭いところを通れるかどうか計る。

### (2) 猫の一生

年齢	体の変化
生後1~1.5週	目が開く。
生後3~4週	乳歯がそろい始める。
生後1~2か月	親やきょうだい、また人や犬など異なる動物との接し方を学ぶ、非常に大切な社会化の時期。(人に慣れやすい猫になるかどうかは、この時期の経験が大きく影響する。)
生後6~8か月	メスは子どもが産めるようになる。 オスは繁殖行動ができる。
1歳	成猫となる。
7歳~	シニア期に入る。

#### ☆猫の寿命

飼い猫の寿命は、約15年とされています。



## 8 猫の習性

<p>(1) 運動</p>	<p>猫は広さよりも、上下運動を好む動物です。 このため、高さを使った立体的な運動ができれば、室内で飼養してもまったく問題ありません。</p>	
<p>(2) 性質</p>	<p>とても繊細で、急激な環境の変化、突然の大きな音などを嫌います。 動く物にすばやく反応し、飛びかかる習性を持っています。</p>	
<p>(3) 縄張り</p>	<p>屋外にいる猫はおよそ半径250~500m程度の縄張りを持っています。 (発情期や食料の豊かさで縄張りの広さは変化します。)</p>	
<p>(4) トイレ</p>	<p>乾いた軟らかい土や砂地を好み、ほぼ同じ場所でトイレをします。 この習性を利用して、トイレのしつけをすることができます。</p>	
<p>(5) 食べ物</p>	<p>肉食です。 総合栄養食として市販されているキャットフードを与えましょう。 (猫は人間とは必要とする栄養素が違います。)</p>	
<p>(6) 夜行性</p>	<p>本来は夜行性のため、昼は寝て、夜中から明け方に活発に活動します。 しかし、飼い猫は飼い主のリズムに合わせて行動が変化します。</p>	
<p>(7) マーキング</p>	<p>猫が自分の存在を自分以外の猫に知らしめるため、自分の臭いなどを生活するさまざまな場所に残す行動を行います。これをマーキングといいます。マーキングには次の3つがあります。</p>	
	<p>擦り付け</p>	<p>顔や脇腹などを人に擦り付ける行動は、安心や親愛の情を示していると考えられています。また、顔等に臭いが出る腺(臭腺)があり、臭いを猫同士で擦り付けるのは、大切なコミュニケーションの一つでもあります。</p>
	<p>つめとぎ</p>	<p>単につめを研ぐだけでなく、つめで傷をつける視覚的マーキングと足の裏から分泌される臭いをつける臭覚的マーキングを同時に行っています。</p>
	<p>尿スプレー</p>	<p>縄張りを主張したり、不安を感じたときに示すマーキングです。特にオスは、成熟すると尾を上げて柱などに尿を噴射しますが、マーキング行動を覚える前の若齢での去勢手術により、この尿マーキングが少なくなると言われています。</p>
<p>(8) グルーミング</p>	<p>体をなめたり、前肢で顔を洗うような動作は、獲物に臭いで感づかれないための習性です。また、猫同士がなめあうのは、気の合った仲間であることを示しています。</p>	

## 9 下関市の猫をとりまく現状と課題

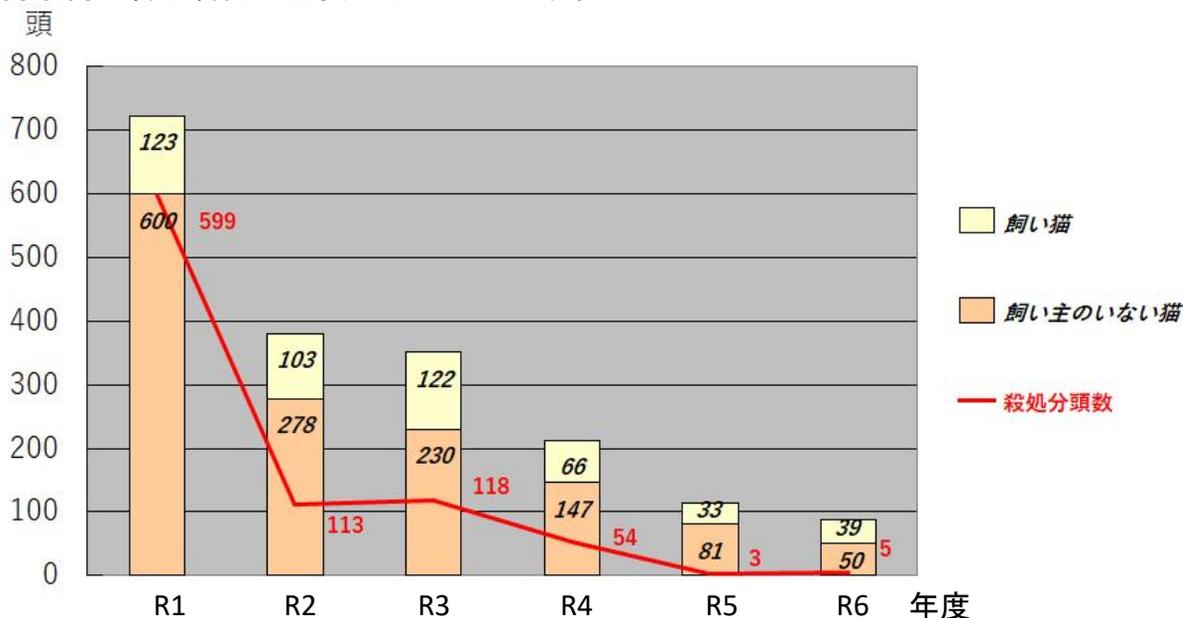
猫には犬のように狂犬病予防法に基づく登録制度がないため、正確な猫の飼育頭数は分かりませんが、ペット産業の情報などから推定すると、本市では約19,500頭（※）の猫が飼育されていると想定されます。

令和6年度に下関市動物愛護管理センターに收容された猫は89頭でそのうち、39頭が飼い猫です。本市の猫の殺処分減少のためには、飼い主に対する適正飼養の啓発が重要となっています。

※ 一般社団法人日本ペットフード協会が実施した全国の犬猫の飼育頭数調査（令和6年度の猫の飼育頭数の推計約9,155千頭）から本市が世帯割により独自に算出した推定値。

### 猫の收容頭数・殺処分頭数

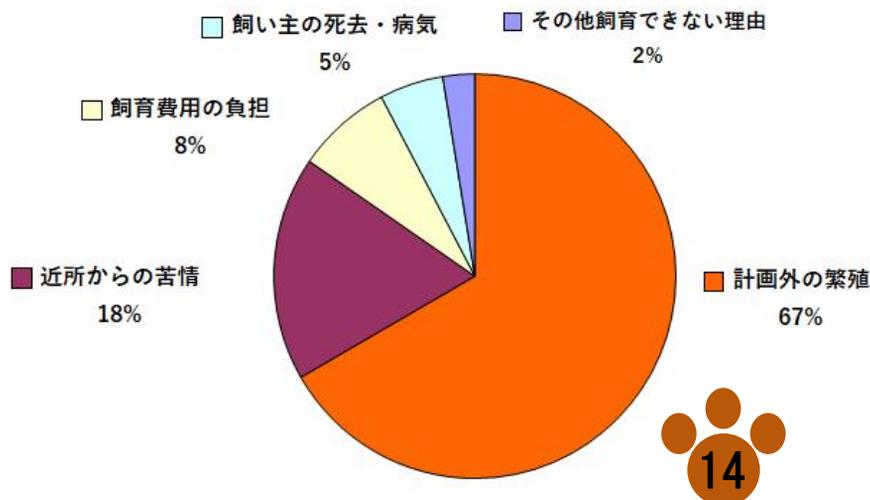
令和6年度に下関市動物愛護管理センターに收容された猫のうち、約7割が子猫です。こうしたことから、センターへ收容される猫の頭数と殺処分頭数を減らすためには、不妊去勢手術の普及啓発が重要となっています。



### 飼い猫の引き取り理由（令和6年度）

令和6年度にセンターが飼い主から飼い猫を引き取った理由をグラフにしたものです。計画外の繁殖を理由に引き取った飼い猫が一番多いという結果になっています。

近年では、不妊去勢手術を実施しなかったために、繁殖を繰り返した結果、多頭飼育の状態に陥り、飼養継続が困難となってしまったケースが増えています。



猫のマイクロチップ情報登録 690頭	指定登録機関のデータベースにおける 年度末時点の数値
殺処分となった猫の数 5頭	下関市動物愛護管理センターで殺処分した 猫の数
猫に関する苦情 163件以上	下関市動物愛護管理センターが対応した 猫の苦情件数

## 10 困った場合などの連絡先



### 譲渡会で猫を譲り受けたいとき

下関市動物愛護管理センター（083-263-1125）

猫の譲渡条件の詳細については、市ホームページ  
「猫の譲渡（個人審査）について」をご覧ください。



### 猫が迷子になったとき

下関市動物愛護管理センター（083-263-1125）及び最寄の警察署



### 猫に不妊去勢手術を受けさせたいとき

お近くの動物病院にご相談ください。



### 猫が病気になったとき

お近くの動物病院にご相談ください。



### 長期の不在等で猫を預かって欲しいとき

ペットホテルやペットシッター等をご利用ください。



### 亡くなった猫をペット火葬したいとき

下関市動物愛護管理センター（083-263-1125）

詳しくは、市ホームページ「ペット火葬について」をご覧ください。



## 〈参考〉猫に関する法令について

### ● 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号・抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵(かん)養に資するとともに動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(基本原則)

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること(以下「終生飼養」という。)に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(周辺的生活環境の保全等に係る措置)

第25条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係るのある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

6 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

7 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市の長を除く。)に対し、第2項から第5項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。

第37条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

2 都道府県等は、第35条第1項本文の規定による犬又は猫の引取り等の際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

(罰則)

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬(は)虫類に属するもの

## ● 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号・抜粋)

(周辺の生活環境が損なわれている事態)

第12条 法第25条第1項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが、周辺地域の住民(以下「周辺住民」という。)の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であつて、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となつておりと認められる事態及び周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態とする。

- 一 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音
- 二 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
- 三 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- 四 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

(虐待を受けるおそれがある事態)

第12条の2 法第25条第四項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であつて、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

- 一 動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生していること。
- 二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。
- 三 動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。
- 四 栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われていないことが認められること。
- 五 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。
- 六 繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

# ● 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年環境省告示第37号・抜粋)

## 第1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の健康及び安全を保持しつつ、その生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等をその命を終えるまで適切に飼養（以下「終生飼養」という。）するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないように責任をもって飼養及び保管に努めること。
- 3 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化や飼養する動物の寿命等も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。

## 第3 共通基準

### 1 健康及び安全の保持

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

- (1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に餌(えさ)及び水を給与すること。
- (2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講じられるようにすること。みだりに、疾病にかかり、又は負傷した動物の適切な保護を行わないことは、動物の虐待となるおそれがあることを十分認識すること。また、家庭動物等の訓練、しつけ等は、その種類、生態、習性及び生理を考慮した適切な方法で行うこととし、みだりに、殴打、酷使すること等は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。
- (3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設（以下「飼養施設」という。）を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

### 2 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。
- (2) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等を、みだりに、排せつ物の堆積した施設又は他の動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養及び保管することは虐待となるおそれがあることを十分認識し、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

### 3 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。また、適切な管理を行うことができない場合、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。

### 4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること

### 6 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

- (1) 所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等と人に共通する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなどの予防のために必要な注意を払うことにより、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。
- (2) 家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

## 7 逸走防止等

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走した場合には、自らの責任において速やかに捜索し捕獲すること。

- (1) 飼養施設は、家庭動物等の逸走の防止に配慮した構造とすること。
- (2) 飼養施設の点検等、逸走の防止のための管理に努めること。
- (3) 逸走した場合に所有者の発見を容易にするため、マイクロチップを装着する等の所有明示をすること。

## 9 緊急時対策

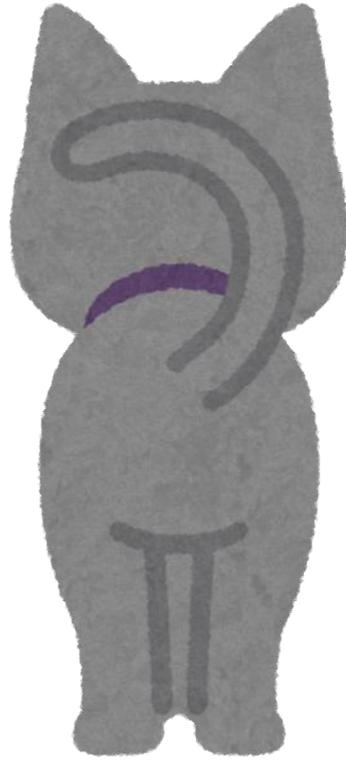
所有者等は、関係行政機関の指導、地域防災計画等を踏まえて、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、避難先における適正な管理が可能となるための移動用の容器、非常食の用意等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけ同行避難及びその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

## 第5 猫の飼養及び保管に関する基準

- 1 猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。
- 3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 猫の所有者は、やむを得ず猫を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該猫を譲渡するよう努めること。なお、都道府県等に引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること。
- 5 猫の所有者は、子猫の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、法第22条の5の規定の趣旨を考慮し、適切な時期に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。
- 6 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

## 第8 準用

家庭動物等に該当しない犬又は猫については、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。



人と猫が共生できるまちを目指して

平成28年9月初版発行  
平成30年9月第2版発行  
令和8年3月第3版発行

---

下関市動物愛護管理センター

〒751-0881 下関市大字井田

TEL : 083-263-1125 / FAX : 083-256-6950

E-mail : [hkdoubut@city.shimonoseki.yamaguchi.jp](mailto:hkdoubut@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

下関市ホームページ <https://www.city.shimonoseki.lg.jp>

制作協力：下関市動物愛護推進協議会・下関市動物愛護推進員